

特殊車両の通行に関する指導取締要領（道路局長通達）の改正内容

- (1) 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発96号道路局長通達）別添2「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」に名称を改め、内容を改正しました。
主な改正内容は以下のとおりです。

- ① 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者又は車両重量自動計測装置の計測結果によってその使用している特殊車両を繰り返し違法に通行させたことを確認されて警告を受けた者（以下「違反者等」という。）に対して是正指導を行うこととして、次のものを追加しました。

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

道路管理者は、繰り返し特殊車両を違法に通行させた者（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあっては当該法人又は人）又は第3の2により警告を受けた者を国道事務所等に呼び出して対面では正指導書を手交するなどし、再び違反行為がなされないよう、是正を求めるものとする。

- ② 是正指導内容、許可取消内容等の公表を行うこととして、次のものを追加しました。

第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

道路管理者は、①による是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、再び①による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

許可の取消しを行った道路管理者は、許可の取消しを受けた者の名称及び取り消した許可の内容等を公表するものとする。

- ③ その他所要の改正を行うこととする。

- (2) 「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」の内容の詳細として、「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」及び「道路法第47条の3に係る行政処分等の発出基準について」を新たに制定しました。